

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

烏取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

「〇〇円」を「三〇、〇〇円」に改め、同表の生活資金の預貸付金額の限度の欄中「七、五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表の修学資金の項を次のように改める。

規則

規則の一部を改正する規則
鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事
石破二朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号）

第五条第一項の表の就職支度資金の項貸付金額の限度の欄中「二五、〇

高等学校において修学する場合修学期間中		月額	三、〇〇〇円	
二	高等専門学校の第一学年から第三学年までにおいて修学する場合修学期間中	月額	四、〇〇〇円	
三	国立又は公立の高等専門学校の第四学年又は第五学年において修学する場合修学期間中	月額	三、五〇〇円	
四	私立の高等専門学校の第四学年又は第五学年において修学する場合修学期間中	月額	三、〇〇〇円	
五	私立の高等専門学校の第四学年又は第五学年において修学する場合修学期間中	月額	四、五〇〇円	
六	六箇月を了して後	当該資金の貸付けを受けて修学した者が当該修学を終り経過後二〇年以内に	月額	七、五〇〇円

五 国立又は公立の短期大学又は大学において修学する場合修学期間中 経過するまで

する場合修学期間中

私立の短期大学において修学する場合修学期間中 月額 六、〇〇〇円
ただし、特に必要と認められる者については、月額 八、〇〇〇円

私立の短期大学において修学する場合修学期間中 月額 八、〇〇〇円
ただし、特に必要と認められる者については、月額 九、五〇〇円

私立の短期大学において修学する場合修学期間中 月額 七、〇〇〇円

中

私立の大学において修学する場合修学期間中 月額 七、〇〇〇円

ただし、特に必要と認められる者については、月額 九、五〇〇円

私立の大学において修学する場合修学期間中 月額 九、五〇〇円

私立の大学において修学する場合修学期間中 月額 八、〇〇〇円

ただし、特に必要と認められる者については、月額 一、〇〇〇円

第五条第一項の表の就学支度資金の項目貸付金額の限度の欄中「二五、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項の規定のう

ち修学資金に関する部分は昭和四十七年四月一日から、就職支度資金、生活資金及び就学支度資金に関する部分は昭和四十七年六月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十七年三月三十一日以前に高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に入学した者（同年四月一日以後私立の高等専門学校の第四学年又は第五学年において修学している者を除く。）に係る修学資金の貸付金額の限度については、なお従前の例による。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）

の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(貸付けの申請)

第八条 貸付け金の貸付けを受けようとする者は、農業改良資金貸付申請書

（第一号様式）に、事業計画書（第二号様式）及びその者が農業者の組織する団体の場合は団体の概要（第三号様式）を添え、知事に貸付けの

申請をしなければならない。

2 前項の規定による貸付けの申請は、申請者の住所地又は事務所の所在地を地区とする農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせて行なうものに限る。以下同じ。）の長に提出してしなければならない。ただし、特

別の事情があるときは、申請者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長に提出してできる。

3 前項本文の規定により貸付申請書の提出を受けた農業協同組合の長は、金融上の意見を付し、当該申請者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長に送付するものとする。

4 第二項ただし書又は前項の規定により貸付申請書の提出又は送付を受けた市町村の長は、農業振興上の意見を付し、当該市町村の区域を管轄する農業改良普及所、蚕業指導所又は日本専売公社の支局若しくは出張所の長に送付するものとする。

5 前項の規定により貸付申請書の送付を受けた農業改良普及所、蚕業指導所又は日本専売公社の支局若しくは出張所の長は、農業の普及指導上の意見を付し、知事に送付するものとする。

別表第一中第一号の項を次のように改める。

一 削除

別表第一中第九号の項の次に次のように加える。

九の二 生乳品質改善資金 冷却施設一セツトにつき

し及び貯乳することにより生乳の品質を維持するための施設の設置に要する資金

生乳三六〇リットル分にあつては
四七〇、〇〇〇円

五年以内

生乳九〇〇リットル分にあつては
七七〇、〇〇〇円

生乳一、八〇〇リットル分にあつては
一、四一〇、〇〇〇円

別表第一中第十号の項及び第十一号の項を次のように改める。

十 家畜排せつ物処理技術改善資金

家畜(牛、豚又は鶏に限る。)

の排せつ物を乾燥し、焼却し、その他適正に処理するため必要な施設の設置に要する資金

無臭火力乾燥施設を設置する場合
にあつては、一セツト(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき

一、七〇〇、〇〇〇円

発酵乾燥施設を設置する場合にあつては、一セツト(成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき

一、二六〇、〇〇〇円

プラスチックハウスによる簡易乾燥施設を設置する場合にあつては、一セツト(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき

三八九、〇〇〇円

自然式焼却施設を設置する場合にあつては、一セツト(牛については成牛八〇頭分、豚については成豚四〇〇頭分)につき

六四一、〇〇〇円

五年以内

十一 壮蚕飼育技術改善資金 蚕(稚蚕を除く。)の屋外桑 育を行なう場合において、温風 により温度の調節を行なうため に送風式暖房機を購入し、若し くは送風式暖房機により温度の 調節を行なう飼育室で保温のた めの構造を有するものを設置	送風式暖房機を購入する場合にあ つては、一台につき 一一〇、〇〇〇円	土壤脱臭施設を設置する場合にあ つては、一セツト(成鶏五、〇〇 〇羽分)につき 三八七、〇〇〇円	簡易発酵施設を設置する場合にあ つては、一セツト(牛に いては成牛八〇頭分、豚につ いては成豚四〇〇頭分、鶏につ いては成鶏二〇、〇〇〇羽分)につ き 三、七〇〇、〇〇〇円
---	--	---	--

別表第一中第十一号の項の次に次のよう加える。

十一の二 園芸作物総合技術導入 資金 野菜、花き又は果樹の不 時栽培(特別の保護を加えて、 通常の収穫時期以外の時期に收 穫する栽培方法をいう。以下 同じ。)を行なうため、農林大 臣の定める施設を設置し、又は 送風式暖房機を購入するのに必 要な資金	野菜又は花きの不時栽培を行なう ために必要な施設を設置し、又は 機械を購入する場合にあつては、 施設の面積一〇アールにつき 一、四五〇、〇〇〇円	野菜又は花きの不時栽培を行なう ために必要な施設を設置し、又は 機械を購入する場合にあつては、 施設の面積一〇アールにつき 一、四五〇、〇〇〇円	配糞受台懸垂式の給糞施設を設置 する場合にあつては、一セツト(蚕 種五箱分)につき 一、一二〇〇、〇〇〇円
五年以内	五年以内	五年以内	五年以内

十一の三 ミスト利用優良花き繁殖技術導入資金
用いて花きの育苗を行なうため
に必要な施設の設置に要する資
金

一、一八三、〇〇〇円
一セット(育苗室三三平方メートル分)につき

五一五、〇〇〇円
五年以内

別表第一中第十四号の項を次のように改める。

十四 削除

別表第一中第十五号の項目標準事業費の欄中 「樹園地一〇アールにつき

「樹園地一〇アールにつき

帆柱式にあつては 六三、四八〇円 に改める。

架線式にあつては 五七、〇五五円

別表第一中第十八号の項を次のように改める。

十八 園芸作物栽培総合技術導入
資金 野菜又は花きの不時栽培

被覆施設の面積一〇アールにつき
三九七、〇〇〇円

帆柱式にあつては 六三、四八〇円 に改める。
架線式にあつては 五七、〇五五円

三年以内

面積がおおむね三〇〇平方メー
トル以上のものを除く。)を設
置するために必要な資材の購入
に要する資金

別表第一中第十九号の項の次に次
のように加える。

二十 繁殖牛屋外飼育技術導入資
金 肉用繁殖牛の屋外飼育技術
の導入に必要な資材の購入に要
する資金

資材一セットにつき
成牛一〇頭分にあつては
四九四、五〇〇円

五年以内

別表第三第二号の項目貸付金の限度額の欄中「七五〇、〇〇〇円」を「一、
〇〇〇、〇〇〇円」に改める。

成牛一〇頭分にあつては
六六七、五〇〇円

五年以内

第一号様式中

借り受けようとする事業費等内訳					
細目	事業量	単価円	事業費円		

七

借り受けようとする事業費等内訳				
細目	事業量	単価円	事業費円	貸付額千円

乙
改

鳥取県告示第五百五十六号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十号）の一部を次のように改正し、昭和四十七年八月十一日から施行する。

昭和四十七年八月十一日

第一技術導入資金の表中第一号の項を次のように改める。
鳥取県知事 石 破

鳥取縣知事
石
破
二
朗

一
削除

第一技術導入資金の表中第九号の項の次に次のように加える。

標」印様紙(1911)の「転作ほ場」の「面積」欄には、「転作ほ場」とは、当年度休耕し、「並びに」、「及び」、「の面積を記入すること」とする。回収の時の表題「本年度休耕し、」と記され、回収の「既年度転作ほ場」とは、「の面積を記入すること」と「をいう」とある。

銀長印様紙の「別途証ひよう書類」、「別途証ひよう書類の写し」とある。

附
則

- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則第八条の規定により行なわれた手続その他の行為は、改正後の鳥取県農業改良資金貸付規則第八条の規定により行なわれた手續その他の行為とみなす。

3 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

九の二 生乳品質 改善資金	生乳冷却貯乳施設（バルククーラー） 1、屋内配線、配電盤	農業者等	四月から十五月から十 一月まで 二月まで
------------------	---------------------------------	------	-------------------------

第一技術導入資金の表中第十号の項及び第十一号の項を次のように改め
る。

十 家畜排せつ物 處理技術改善資 金	無臭火力乾燥施設（無臭火力乾燥 機、据付費） 発酵乾燥施設（発酵乾燥機、据付 費）	農業者等	四月から十五月から十 一月まで 二月まで
	プラスチックハウスによる簡易乾 燥施設（鉄骨し型 アングル、木 材、プラスチック・フィルム等、 コンクリート工事、自動かくはん 機、換気扇、工事費）		
	自然式焼却施設（自然式焼却機、 アフターバーナー、据付費）	四月から十五月から十 一月まで 二月まで	
	強制燃焼式焼却施設（強制燃焼式 焼却機、据付費）		
	簡易発酵施設（鉄製アングル、モ ヤタルキ、ビニール屋根、パネ ル、かくはん搬送スクリュー、換 気扇）		
	土壤脱臭施設（コンクリートブ		
	ロツク、V字こう、玉石、砂利、		

十一 壮畜飼育技 術改善資金	送風式暖房機 式脱臭装置、工事費	砂、サラン網、ヒューム管、水洗 式脱臭装置、工事費	四月から十五月から十 一月まで 二月まで
	飼育室施設（鉄骨保温ハウス） 配桑台車移動式給桑施設 蚕座自動式給桑施設 配桑受台懸垂式給桑施設	農業者等	五月又は八 六月又は九 月

第一技術導入資金の表中第十一号の項の次に次のように加える。

十一の二 園芸作 物総合技術導入 資金	被覆施設（面積がおおむね三〇 〇平方メートル以上のものに限 る。） 地中暖房施設 施肥かん水施設 換気施設 カーテン開閉施設 排水施設 防風施設 送風式暖房機	農業者等	十一月 十二月

十一の三 ミストガラス室、ミスト装置、育苗ハウ
ス、工事費

農業者等
四月から八
五月から九
月まで

第一技術導入資金の項中第十四号の項を次のように改める。

十四 削除

第一技術導入資金の表中第十八号の項を次のように改める。

十八 園芸作物栽培 培縦合技術導入 資金	プラスチック・フィルム、鉄骨、 木材、竹材等	農業者等	十一月
			十二月

第一技術導入資金の表中第十九号の項の次に次のように加える。

二十 繁殖牛屋外飼料給与所 飼育技術導入資 金	子牛別飼施設（濃厚飼料給与施 設、舗装、屋根及び附属施設） 運動場（舗装、牧ざく及び日よ け）	農業者等	四月から十五月から十 一月まで
			二月まで